中央家畜衛生通信

第１１０号 令和８年６月発行　岩手県中央家畜保健衛生所・岩手県中央家畜衛生協議会

目　　次

・巻頭言 …… １
・ランピースキン病が家畜伝染病となりました …… ２
・国内の空港で口蹄疫ウイルスが分離されました …… ３
・豚熱の選択的殺処分について …… ４
・令和 ７ 年度の県内の監視伝染病発生状況 …… ５
・令和８年度中央家畜保健衛生所組織体制及び担当業務 …… ６

巻頭言

岩手県中央家畜保健衛生所長　長谷川　和弘

日頃より管内畜産振興に御尽力いただき、また、県の農政推進に御理解・御協力いただいておりますことに、心より御礼申し上げます。また、本県では、昨年に続いて、２月に高病原性鳥インフルエンザが県南地域の農場で発生し、管内でも複数箇所で野鳥からウイルスが検出されるなど、関係機関、団体の皆様には緊張感をもって警戒にあたっていただいたところであり、改めて感謝申し上げます。

さて、家畜衛生をめぐる情勢ですが、周辺諸国では口蹄疫やアフリカ豚熱が継続して発生しており、令和７年 10 月には台湾で初めてアフリカ豚熱が、令和８年１月には韓国で９か月ぶりに口蹄疫が発生し、国内への侵入リスクが高い状況が続いています。特にアフリカ豚熱は、台湾での発生により東アジアで発生していないのは日本だけとなっています。いずれも病原体を国内に侵入させないための水際対策が極めて重要となっていますが、万が一の国内侵入に備え、飼養衛生管理の徹底等農場段階での対策強化も欠かせないものとなっています。

また、高病原性鳥インフルエンザに目を向けますと、国では、令和６年シーズンの発生を受け、昨年９月に改正した飼養衛生管理基準に基づき、高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高い農林水産大臣が指定する地域、いわゆる「大臣指定地域」として全国の 44 地域を昨年 12 月 25 日に告示し、管内では、過去に複数の発生があった盛岡地域の計４市町が指定されました。大臣指定地域では、地域が一体となって周辺環境におけるウイルス濃度低減のための対策を行うことが重要となっていますが、具体的な対応として、地域内での発生に備え消毒薬の準備や塵埃対策の準備をするとともに、野鳥の状況把握・誘引防止対策が求められています。

このように、家畜伝染病の発生毎に予防対策の強化が繰り返されてきましたが、畜産経営者の皆様には、いずれの対策も御自身の財産を守るためのものと御理解いただき、飼養衛生管理の徹底に取り組んでいただければと存じます。

なお、県が昨年度策定した「いわて農業生産強化ビジョン」において、本県の重要な基幹産業の一つとなっている畜産分野では、家畜衛生管理指導等を通じて生産性の向上を推進することとしています。中央家畜保健衛生所では、家畜防疫・家畜衛生の推進を通じて畜産経営の安定・発展のお手伝いができればと考えていますので、引き続き家畜保健衛生所業務の推進に御理解と御協力をお願いします。

家畜伝染病予防法の改正により、
ランピースキン病が家畜伝染病となりました　　大家畜課

令和８年５月 19 日、家畜伝染病予防法の改正により、ランピースキン病が家畜伝染病に追加され、発症牛の隔離・殺処分などが義務となりました。

ランピースキン病は、蚊やサシバエなどの吸血昆虫により伝播します。これからの季節多くなる吸血昆虫の対策を行い、侵入を防ぎましょう。

１　ランピースキン病とは

〇症状

・皮膚の結節、発熱、乳量の減少など

・死亡率は低いが、治療法はない。

〇発生状況

・令和６年 11 月、国内で初めて発生

・令和７年２月以降、国内での発生なし

＊海外では発生が継続しているため、
国内の発生・まん延防止リスクは依然として高い状態です。



写真：農林水産省 HP より

２　法改正の内容について

これまでは、届出伝染病に分類されていたことから、発生時に法的強制力のある防疫措置を行うことができず、令和６年の国内発生時において感染拡大の一因となったと考えられています。今般、ランピースキン病が「家畜伝染病」に追加され、法的強制力のある防疫措置が講じられることとなりました。

新たに義務付けられた主な対応

・発症牛の隔離、殺処分　・牛の移動制限（発生農場及び周辺農場）

・緊急ワクチンの接種　・畜舎等の消毒

※殺処分や移動制限による損失は、法に基づく手当金が交付されます。

３　吸血昆虫の対策について

吸血昆虫は、ランピースキン病のほか、牛伝染性リンパ腫やアカバネ病などの原因ウイルスも媒介します。これら病気の原因となるウイルスの感染を防ぐため、吸血昆虫対策を実施しましょう。

～サシバエ対策の例～

〇成虫対策

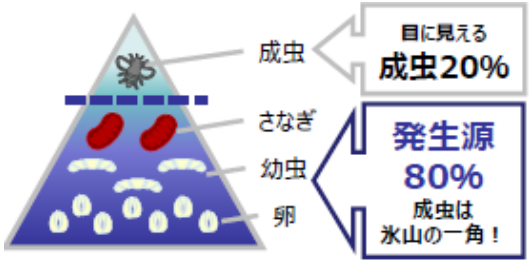
殺虫剤の散布…飛ぶ位置より上に噴霧

防虫ネット…床から２ｍまで

〇幼虫対策

堆肥の管理…隅まで切り返し、完全発酵

IGR 剤…牛舎隅など牛が踏まない場所



出典：農林水産省 九州農政局リーフレット

国内の空港で口蹄疫ウイルスが分離されました
～農場への侵入防止を徹底しましょう～

大家畜課

1　海外旅客携帯品から口蹄疫ウイルスが分離されました



2026 年１月、北京発・新千歳空港着の旅客携帯品である山羊肉（蹄）から口蹄疫ウイルス（O 型）が分離されました。

写真：農林水産省動物検疫所 HP より

2　世界の発生状況

日本周辺のアジア諸国では継続的に発生が確認されています。

◇アジアでの発生状況

（2026 年１月～５月）

- 韓国　　：３件
- 中国　　：２件
- モンゴル：２件



※黄色が発生地域

➡　発生国からの旅行客によって、日本国内へウイルスが持ち込まれるリスクが高まっています！

3　口蹄疫とは

口蹄疫は牛・豚・めん山羊などの偶蹄類に感染する、極めて伝播力の強い家畜伝染病です。



泡沫状の流涎（牛）

◎ポイント

- 発生すると急速に感染が拡大
- 発生時には殺処分・移動制限などの厳しい防疫措置
- 日本は口蹄疫清浄国（最終発生：2010 年　宮崎県）



舌のびらん（牛）

◎牛の主な症状

- 発熱（39℃以上）　　・泡沫状のよだれ（流涎）
- 口、蹄、乳房に水疱　　・舌のびらん

写真：2010 年宮崎県事例　農林水産省 HP より

4　農場での防疫対策

口蹄疫を含む伝染病の侵入・まん延を防ぐため、以下の対策を徹底しましょう

- ✓ 関係者以外の農場への立入を制限
- ✓ 農場・畜舎の出入口での消毒
- ✓ 農場では専用の靴・衣服を着用
- ✓ 発生地への不要不急の渡航を控える・発生地由来のものを持ち込まない
- ✓ 毎日の家畜の健康観察を実施

～ 異常を発見したら直ちに家保へ通報又はかかりつけ獣医師に連絡！ ～

豚熱の選択的殺処分について

中小家畜課

令和８年５月 19 日、豚熱発生農場の経営への影響や防疫措置に係る人的・精神的・財政的負担の軽減とまん延防止の徹底の両立を図ることを目的に、まん延防止のために必要がある家畜のみに殺処分命令を行う「選択的殺処分」が導入されました。豚熱の発生防止及び選択的殺処分の適用については、引き続き、野生動物侵入防止対策を含む飼養衛生管理基準の遵守及び適切な豚熱ワクチン接種が重要です。

１　殺処分の範囲

「他の農場への伝播リスクとなり得る豚」が殺処分の対象となります。

（１）　ワクチン免疫が成立していない豚

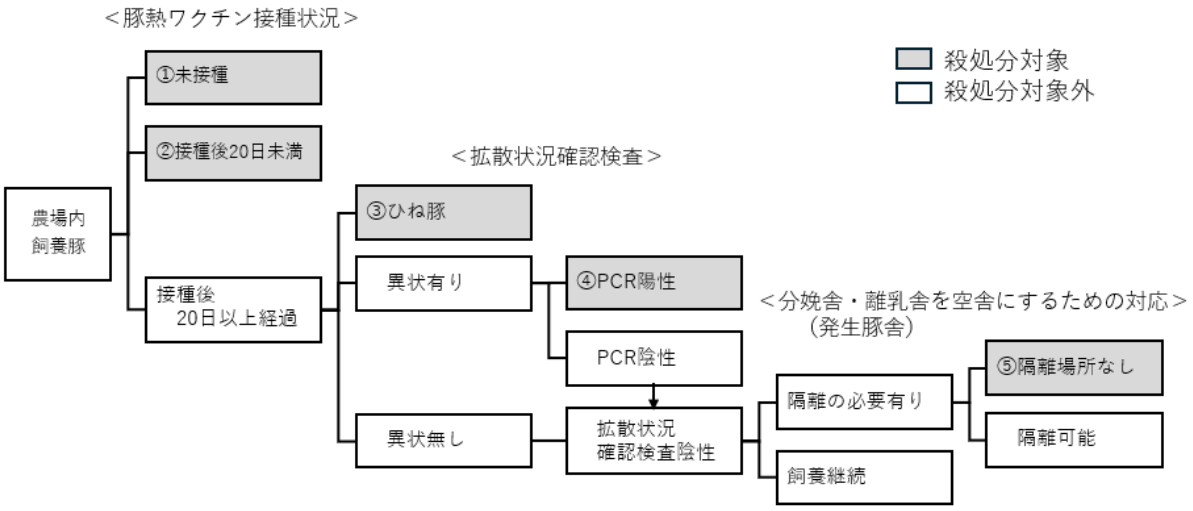
・ワクチン未接種（防疫措置期間中に出生する子豚を含む）［下図①］

・ワクチン接種後 20 日未満［下図②］

・ひね豚［下図③］

（２）　既に感染している豚［下図④］

（３）　その他、家畜防疫員がまん延防止のために殺処分が必要と判断した豚［下図⑤］



２　殺処分・消毒

殺処分は、１週間を目安に殺処分が決定している豚から順次実施され、１週間毎の３回目の消毒が完了した時点で防疫措置の完了となります。

３　監視プログラム

防疫措置の完了後、発生農場は監視プログラムの適用を受け、まん延防止のための移動制限と異状の早期探知のための報告徴求が課されます（約３か月間）。続発がなければ、患畜確認から１か月半程度に期間を短縮することができます。一定の条件の下に、期間中でも出荷や移動が可能です。

令和７年度の県内の監視伝染病発生状況

病性鑑定課

令和７年度、本県において発生した４つの監視伝染病（家畜伝染病、届出伝染病）は以下のとおりでした。

家畜伝染病

【疾病①】ヨーネ病

遠野市及び田野畑村の２戸において患畜 12 頭（乳用牛７頭、肉用牛５頭）が摘発され、そのうち１頭は県外導入の乳用牛でした。本病は感染牛の導入による侵入リスクが高いため、導入時検査の徹底が重要です。

【疾病②】高病原性鳥インフルエンザ

令和８年２月、金ケ崎町の約 56 万羽を飼養する採卵鶏農場において死亡羽数が増加し、H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスが検出されました。県内では、１戸あたりの飼養羽数が過去最大の事例となりました。同農場では、爆音機などによる野鳥対策を実施していましたが、場内にはカラスが多数飛来することがあり、キツネやタヌキなどの野生動物も目撃されていました。鶏舎内へのウイルスの侵入を防止するためには、野生動物を鶏舎に近づけない対策が必要です。

届出伝染病

【疾病③】牛伝染性リンパ腫

145 戸 174 頭（乳 33 頭、肉 141 頭）の発生であり、過去３年間の平均（183 頭）と同程度でした。過去に発生歴のある農場が 59%（102 頭）を占めた一方、新規の農場が 72 戸認められました。発生牛の飼養地域は、県北 24 頭、中央 32 頭、県南 111 頭、県外※7 頭（※と畜場摘発）でした。

【疾病④】牛サルモネラ症

遠野市、野田村及び洋野町の酪農場３戸において成牛が発熱及び下痢を呈し、６頭の糞便からサルモネラ菌(いずれも *Salmonella* Typhimurium)が分離されました。牛舎の消毒と共に保菌牛への有効な抗菌性薬剤投与やワクチンの活用により発生は終息しました。分離菌の薬剤感受性試験の結果、８系統のうち５系統の薬剤に耐性を示す菌も認められました。薬剤を選択する際には、検査に基づく感受性薬剤の選択が必要です。

監視伝染病以外にも、以下の疾病が認められています。（一部）

【牛の下痢】牛コロナウイルス病、牛ロタウイルス病、大腸菌症、クリプトスポロジウム症、牛コクシジウム症

【牛の呼吸器病】牛コロナウイルス病、牛トロウイルス病、牛マイコプラズマ肺炎、牛パスツレラ（マンヘミア）症

【牛の皮膚病】好酸球性皮膚炎

【鶏の死亡羽数増加】：鶏大腸菌症（頭部腫脹症候群）

平時から家畜の健康状態をよく観察し、異状が認められた際は速やかにかかりつけの獣医師または家畜保健衛生所に連絡をお願いします。

令和８年度中央家畜保健衛生所の組織体制及び担当業務

<table>
<tr><td colspan="3">所長</td></tr>
<tr><td colspan="3">長谷川 和弘</td></tr>
<tr><td colspan="2">次長（総括担当）</td><td>次長（病性鑑定担当）</td></tr>
<tr><td colspan="2">八重樫 岳司</td><td>田村 貴</td></tr>
<tr><td>大家畜課</td><td>中小家畜課</td><td>病性鑑定課</td></tr>
<tr><td>課長　佐々木 悠佳</td><td>課長　大山 貴行</td><td>課長　千葉 由純</td></tr>
<tr><td>防疫担当</td><td>家きん・蜜蜂担当</td><td>伝染病診断担当</td></tr>
<tr><td>上席獣医師（総括）
澤田 徳子
主任獣医師　倉澤 広樹
獣医師　太田 実穂
獣医師　今松 千響
獣医師　上原 さき</td><td>主査獣医師（総括）
村松 圭以
主任獣医師　原田 志乃
主事　堀間 美伽
豚・めん山羊担当
主査獣医師（総括）
山下 裕紀
獣医師　工藤 裕太
獣医師　髙井 雄也</td><td>上席獣医師（総括）
五嶋 祐介
主任獣医師　鈴木 崇文
獣医師　鈴鹿 弘顕
獣医師　竹内 翔子</td></tr>
<tr><td>衛生担当</td><td>総務担当</td><td>病態診断担当</td></tr>
<tr><td>専門幹獣医師（総括）
千葉 昌彦
主査獣医師　門田 君江</td><td>主任　谷上 智美</td><td>獣医師　嶽間澤 直弥</td></tr>
<tr><td colspan="3">宮古農林振興センター勤務　　主査獣医師　竹下 愛子</td></tr>
<tr><td>○牛、馬における伝染性疾病の防疫、病性鑑定、定期報告、飼養衛生管理基準遵守指導、生産性向上対策
○種雄牛の衛生検査
○放牧衛生
○牛の異常産発生予察
○牛伝染性リンパ腫伝播防止対策
○牛の農場 HACCP 支援
○放射性物質に関すること</td><td>○豚、めん山羊、鶏、蜜蜂における伝染性疾病の防疫、病性鑑定、定期報告、飼養衛生管理基準遵守指導、生産性向上対策
○種雄豚の衛生検査
○中小家畜の農場 HACCP 支援
○流通飼料、自給飼料の安全性確保
○動物薬事、獣医事</td><td>○家畜伝染病診断、病態診断に係る精密検査（ウイルス・細菌・病理・生化学）
○家畜伝染病の診断技術研修
○家畜伝染病診断、病態診断に係る試験調査
○BSE 検査
○検査の信頼性確保（GLP）に関すること</td></tr>
</table>

※下線の職員は今年度転入者

＜ お問合せ先 ＞

○岩手県中央家畜保健衛生所
電話：019-688-4111　／　FAX：019-688-4012
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ：http://www.pref.iwate.jp/nougyou/desaki/chuuou/index.html
または「岩手県中央家畜保健衛生所」で検索してください

○沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター
電話：0193-64-2214　／　FAX：0193-64-5631

○岩手県中央家畜衛生協議会
電話・FAX：019-688-4015